

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月11日

鳥取県東部地域振興事務所長 岸 田 絵 理 子

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県東部庁舎で使用する電気の供給

予定使用電力量（供給期間総計）2,545,236キロワット時

予定使用電力量は、令和5年1月から同年12月までの使用実績を参考に1年当たりの予定使用電力量を決定し、これに3を乗じて算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

令和6年6月1日から令和9年5月31日までとする。ただし、令和7年度以降において、本件調達に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎

(5) 入札方法

入札は紙により行うものであること。入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額とし、入札説明書に示す方法に従って算出した1の(3)の供給期間に要する総合計金額とすること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいる者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年3月25日（月）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 令和6年3月11日（月）から同年5月9日（木）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 令和6年3月11日（月）から同年5月9日（木）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154条）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 令和6年4月15日（月）において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 令和6年4月15日（月）において、鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成28年12月14日付第201600115735号）第5条に定める入札参加資格要件を満たしている者であること。

(7) 令和3年4月1日以降に国若しくは地方公共団体又はその他法人の施設を管理する者が発注した、予定契約電力量340キロワット以上又は年間予定使用電力量848,412キロワット時以上の電気の供給を12月以上継続して履行した実績を有する者であって、入札説明書別添「鳥取県東部庁舎電気供給仕様書」(以下「仕様書」という。)の4に記載された電気の供給条件を満たすことができるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県東部地域振興事務所東部振興課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び調達案件の仕様に関する担当部局

〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176

鳥取県東部地域振興事務所東部振興課総務・危機管理担当

電話 0857-20-3505

電子メール toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書等は、令和6年3月11日(月)から同年4月15日(月)までの間にインターネットの鳥取県東部地域振興事務所のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/toubu-shinkou/>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年3月11日(月)から同年4月15日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は、正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年5月9日(木)午後1時30分即時開札(ただし、郵便等による入札書の受領期限は同月8日(水)午後5時までとする。)

イ 場所

〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176

鳥取県東部庁舎5階501会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、封筒には必ず本件調達案件名称及び入札者の商号又は名称を記入すること。

郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の(1)の場所に令和6年4月15日(月)正午までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として仕様書に示す予定契約電力、予定使用電力量及び予定力率に応じた各月電気利用料金の年間合計金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び調達手続特例規則、会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否等

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和6年2月定例会において本件調達に係る予算が成立しなかった場合は、開札を行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Tottori Prefectural Government Tobu Office Building. 2,545,236 kWh

(2) April 15, 2024 noon : Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation

(3) May 9, 2024 1:30 PM: Time-limit for the submission of tenders

May 8, 2024 5:00 PM: Time-limit for the submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice: Tobu Regional Revitalization Office, Tottori Prefectural Government Tobu Office Building 6-176 Tachikawa-cho, Tottori-shi, 680-0061, Japan

TEL 0857-20-3505

入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「協定」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県東部庁舎で使用する電気の供給

予定使用電力量（供給期間総計）2,545,236キロワット時

予定使用電力量は、令和5年1月から同年12月の使用実績を参考に1年当たりの予定使用電力量を決定し、これに3を乗じて算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

別添「鳥取県東部庁舎電気供給仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 供給期間

令和6年6月1日から令和9年5月31日までとする。ただし、令和7年度以降において、この調達に係る後の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、この調達に係る契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

鳥取県鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎

2 公告の日

令和6年3月11日付 鳥取県公報号外第21号

3 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいる者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年3月25日（月）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより8の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに8の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 令和6年3月11日（月）から同年5月9日（木）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 令和6年3月11日（月）から同年5月9日（木）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154条）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による

再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

- (5) 令和6年4月15日(月)において、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 令和6年4月15日(月)において、鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針(平成28年12月14日付第201600115735号)第5条に定める入札参加要件を満たしている者であること。
- (7) 令和3年4月1日以降に国若しくは地方公共団体又はその他法人の施設を管理する者が発注した、予定契約電力量340キロワット以上又は年間予定使用電力量848,412キロワット時以上の電気の供給を12月以上継続して履行した実績を有する者で、かつ仕様書の4に記載された供給条件を満たすことができる者であること。

4 落札者の義務

- (1) 一般送配電事業者との間に託送供給等約款に基づく契約を締結すること。
- (2) 一般送配電事業者の託送供給等約款の条項を実施するうえで、需要設備に機器等の付加が必要であるときは自らの負担により行うこと。ただし、一部の機器等について一般送配電事業者が負担して設置する場合は、発注者と協議により行うことができる。

5 契約をする者

鳥取市立川町六丁目176番地
鳥取県
東部地域振興事務所長

6 契約担当部局

鳥取県東部地域振興事務所東部振興課

7 配布資料

- (1) 仕様書
- (2) 入札参加資格確認書(様式第1号)
- (3) 質問書(様式第2号)
- (4) 委任状(様式第3号)
- (5) 入札書(様式第4号)
- (6) 鳥取県東部庁舎で使用する電気の供給内訳計算書(様式第5号)
- (7) 契約保証金免除申請書(様式第6号)
- (8) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式第7号)

8 入札手続等

- (1) 入札の手続及び調達案件の仕様に関する担当部局
〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176
鳥取県東部地域振興事務所東部振興課総務・危機管理担当
電話 0857-20-3505
電子メール toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431
- (3) 入札説明書の交付方法
令和6年3月11日(月)から同年4月15日(月)までの間にインターネットの鳥取県東部地域振興事務所のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/toubu-shinkou/>)から入手する

こと。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年3月11日（月）から同年4月15日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は、正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年5月9日（木）午後1時30分即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月8日（水）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市立川町六丁目176
鳥取県東部庁舎5階501会議室

9 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

10 専属的合意管轄裁判所

この調達に関する訴えについては、日本国鳥取県鳥取市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

11 入札に関する問合せの取扱い

（1）疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メールにより8の（1）の場所に令和6年3月25日（月）正午までに提出することとし、原則として、訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

（2）疑義に対する回答

（1）の質問に対する回答については、令和6年4月1日（月）までに、インターネットの鳥取県東部地域振興事務所のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/toubu-shinkou/>）によりまとめて閲覧に供する。

12 入札参加者に要求される事項

- （1） 本件入札に参加を希望する者にあつては、13の事前提出資料を作成の上、令和6年4月15日（月）正午までに郵便等又は持参の方法により、8の（1）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- （2） 入札者は（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- （3） 事前提出資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- （4） 提出された事前提出書類は返却しない。
また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。
- （5） 提出期限以降における事前提出資料の差し替え及び再提出は認めない。

13 事前提出資料

事前提出資料は次のとおりとし、提出部数は各1部とする

- (1) 入札参加資格確認書(様式第1号)
- (2) 3の(5)を証するもの
- (3) 3の(6)を証するもの(鳥取県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書(鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針第6条関係様式1)及び確認資料)
- (4) 3の(7)を証するもの(国又は地方公共団体若しくはその他法人との契約に係る実績がわかるもの。供給体制図等)

14 入札参加資格の審査について

- (1) 12の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を、令和6年4月19日(金)までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県東部地域振興事務所長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和6年4月23日(火)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県東部地域振興事務所長は、説明を求めた者に対して令和6年4月26日(金)までに書面により回答する。

15 入札条件

- (1) 入札は、紙入札による。
- (2) 入札書の記載方法等については、次のとおりとすること。
 - ア 入札書(様式第4号)は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。
なお、封筒には必ず本件調達案件名称及び入札者の商号又は名称を記載すること。
 - イ 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額とし、仕様書3の(2)に示す予定契約電力、予定使用電力量及び予定力率に応じた各月電気料金の供給期間総合計金額を記載すること。
なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。
 - ウ 入札書には、入札金額の算定内容を記載した指定の「鳥取県東部庁舎で使用する電気の供給内訳計算書」(様式第5号)(以下「内訳計算書」という。)を添付すること。
なお、内訳計算書に基づいて算出した各月の電気料金合計額には、1円未満の端数を切り捨てた金額を記載すること。
 - エ 基本料金単価及び電力量料金単価は、同一月においてそれぞれ単一の価格とする。
 - オ 電力量料金単価には、燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含めないこと。
 - カ 入札者固有の割引制度が適用できる場合は、その割引額を内訳計算書に記載し、その割引制度及び内訳計算書に記載した割引額の算定方法が分かる書類(任意様式)を内訳計算書と共に提出すること。
なお、割引額算定に当たり、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等に記載のない項目・数値が必要な場合は、11の(1)に示す方法により質問書を提出すること。
- (3) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 代理人をして入札させようとするときは、入札を行うまでに委任状(様式第3号)を8の(5)の場所(郵便等による場合は8の(1)の場所)に提出しなければならない。ただし、あらかじめ年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (5) 委任状及び入札書の宛名は、鳥取県東部地域振興事務所長とする。
- (6) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)
- (7) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさ

らに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

- (8) 郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

- (9) 入札者は、入札書の記載内容をまっ消し、訂正し又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。
- (10) 入札参加者は、入札執行前及び入札執行中において、いつでも入札を辞退することができる。
- ア 入札執行前において、入札辞退届を持参又は郵送すること。
- イ 入札執行中において、入札辞退届を提出すること。
- (11) 入札者は、協定、政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (12) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

16 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、会計規則第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、仕様書に示す予定契約電力、予定使用電力量及び予定力率に応じた各月電気料金の年間合計金額（以下「年間見込額」という。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

17 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者（郵便等により入札に参加する場合を除く。）のした入札
- (3) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (4) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (5) 委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (6) 入札に際し、不正の行為があった者の入札
- (7) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (8) 協定、政令、会計規則、調達手続特例規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
- (9) 記名のない入札書による入札
- (10) 入札書を鉛筆で記載した入札

- (11) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (12) 内訳計算書が提出されていない入札
- (13) 入札書の「入札金額」と内訳計算書の「入札書記入金額」が一致していない入札

18 落札者の決定方法

本件公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

19 契約書作成の要否 要

20 手続における交渉の有無 無

21 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び事前確認資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として年間見込額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者がカ又はキに掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 業務の履行不能が明らかであるとき。

イ 業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ 業務の一部の履行が不能である場合又は業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

エ 前各事項に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が相当の期間を定めてその履行の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

オ 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条に違反する行為又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条に規定する行為をしたと認められるとき。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

キ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

- (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (5) 16 の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書(様式第6号)を8の(1)の場所に提出すること。
- (6) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約に関する同意書(様式第7号)を、8の(1)の場所に提出すること。
- なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。
- (7) 鳥取県議会令和6年2月定例会において本件業務に係る予算(以下「予算」という。)が成立しなかった場合は、開札を行わない。

鳥取県東部庁舎電気供給仕様書

1 供給場所

鳥取市立川町六丁目 1 7 6 番地 鳥取県東部庁舎

2 供給期間

令和 6 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 3 1 日まで（3 年間）

3 仕様

(1) 電気方式等

ア 電気方式	交流 3 相 3 線式
イ 電 圧	6,600 ボルト
ウ 周 波 数	60 ヘルツ

(2) 契約電力等

ア 予定契約電力	340 キロワット
イ 予定使用電力量（2 に定める供給期間総計）	2,545,236 キロワット時
ウ 1 年当たりの予定使用電力量	848,412 キロワット時
エ 各月の予定使用電力量	別紙 1 のしおり
オ 予定力率	100%

(3) 季節の区分

ア 夏 季	7 月 1 日から 9 月 3 0 日までの間
イ その他季	ア以外の期間

(4) 電力量の検針

ア 電力量の検針の回数は、毎月 1 回とする。
イ 電力量の検針の方法は、受注者が定める方法とする。
例：(ア) 毎月末日の午後 1 2 時での自動検針
(イ) 訪問検針

(5) 需給地点

鳥取県東部庁舎敷地内の構内引込柱に設置した開閉器の電源側端子

(6) 保安責任分界点

需給地点に同じ

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

4 供給条件

(1) 電気の安定供給

3 の (1) 及び (2) に示す電気を供給開始日から安定的及び継続的に供給すること。

(2) 障害発生時の対応

障害等が発生した場合には迅速に対応できる態勢を構築すること。

(3) 託送供給等約款等の遵守

一般送配電事業者の託送供給等約款に基づいた契約を行うこと。

なお、それに基づき需要設備に機器等の付加が必要であるときは、供給事業者の負担で行うこと。

(4) その他

その他、定めのない供給条件等については、受注者が定める契約要綱等によるものとする。

5 契約締結後の提出書類

一般送配電事業者と託送供給等約款に基づく契約を行ったことを示す書類の写しを、契約後速やかに発注者に提出する。

6 契約電力の変更

契約電力を変更する必要があるときは、協議の上、変更することができる。

ただし、予定長期契約電力に伴う割引制度を適用させる場合、契約電力は予定長期契約電力を下回ることはできない。

なお、直近過去1年間の最大電力値の変更に伴い契約電力を変更する場合においては、協議することなく自動的に変更することができる。

7 使用電力量の増減

実際の使用電力量は、3の(2)イの予定使用電力量を上回り又は下回ることができる。

8 料金単価の変更

(1) 基本料金単価及び電力量料金単価は、原則変更しないが、市場価格の変動や全国一律の単価変更等により、契約金額が適正価格から著しく逸脱した場合は、双方協議の上、変更することができる。

(2) みなし小売電気事業者特定小売供給約款(平成28年経済産業省令第23号)に定める燃料費調整制度に準じた燃料費等調整を行う場合は、受注者からの文書による通知をもって単価を定めることができる。ただし、発注者は当該通知を受け取った日から10日以内に異議を申し立てた場合は、この限りでない。

(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく再生可能エネルギー発電促進賦課金を設定する場合は、経済産業大臣が定めた経済産業省告示に基づき定める単価とし、受注者からの文書による通知をもって単価を定めることができる。ただし、発注者は当該通知を受け取った日から10日以内に異議を申し立てた場合は、この限りでない。単価を変更する場合も同様とする。

9 供給期間中における電気料金の算出方法(1月あたり)

支払金額＝基本料金＋電力量料金－受注者固有の割引額

(支払金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)

①基本料金＝契約電力×基本料金単価×力率割引(又は力率割増)

②電力量料金＝当該月の使用電力量×当該月の電力量料金単価

※ただし、燃料費等調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の設定がある場合は、燃料費等調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を加算

③受注者固有の割引額＝受注者の定める計算方式

(上記の各単価には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。)

10 契約電力を超過した際の超過金

供給期間中の各月において、当該月の最大需要電力がその月の契約電力を超過した場合、最大需要電力からその月の契約電力を差し引いた需要電力(以下「超過電力」という。)に対して、超過金を徴することができる。ただし、超過金は、9の①に基づき計算した超過電力分の基本料金の1.5倍以下とする。

1.1 料金の支払

受注者は毎月の検針値に基づき、9の算出方法により算定した支払金額を発注者に請求することができる。

1.2 その他

契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとする。

また、使用電力量及び力率の単位は、1キロワット時及び1パーセントとする。

<参考>

1 現在の電力供給者名

丸紅新電力株式会社

2 以下の項目について、令和5年1月から令和5年12月までの実績を別紙2に示す。

- ・各月の最大需要電力（別紙2 最大需要電力欄）
- ・各月の使用電力量（別紙2 使用電力量欄）
- ・各月の平均力率（別紙2 力率欄）

※いずれも将来の需給を示すものではない。

別紙1 供給期間における各月の予定使用電力量等

	予定契約電力 [kW]	予定使用電力量 [kWh]	予定力率 [%]
4月	143	56,551	100
5月	196	58,576	100
6月	292	65,546	100
7月	332	86,325	100
8月	329	98,778	100
9月	315	82,005	100
10月	154	59,550	100
11月	184	56,954	100
12月	226	68,048	100
1月	328	81,059	100
2月	286	72,094	100
3月	227	62,926	100
年間合計		848,412	
供給期間 合計		2,545,236	

(注)

1 予定使用電力量は、令和5年1月から令和5年12月までの使用実績を参考とした。

2 各月の予定使用電力量等は、供給期間（3年間）において適用する。

3 月表示は、請求月ではなく、使用月を示す。

別紙2 令和5年1月～令和5年12月 東部庁舎電力消費実績

	最大需要電力 [kW]	使用電力量 [kWh]	力率 [%]
令和5年1月	328	81,059	100
令和5年2月	286	72,094	100
令和5年3月	227	62,926	100
令和5年4月	143	56,551	100
令和5年5月	196	58,576	100
令和5年6月	292	65,546	100
令和5年7月	332	86,325	100
令和5年8月	329	98,778	100
令和5年9月	315	82,005	100
令和5年10月	154	59,550	100
令和5年11月	184	56,954	100
令和5年12月	226	68,048	100
年間最大	332	98,778	
1年間合計		848,412	

(注) 月表示は、請求月ではなく、使用月を示す。